

平成30年度 第2号 日本遺産忍びの里魅力発信・人材育成業務委託 仕様書

1. 委託業務の名称

平成30年度 第2号 日本遺産忍びの里魅力発信・人材育成業務委託

2. 業務の目的

「忍びの里 伊賀・甲賀ーリアル忍者を求めてー」の日本遺産認定を受け、忍びの里伊賀甲賀忍者協議会（以下、「協議会」という。）を設立し、両市に残る中世城館群や忍者ゆかりの寺社仏閣などを活用した広域的な観光誘客の取り組みのほか、両市の市民が忍者を誇りに感じるよう、様々な啓発活動や人材の育成など企画運営する。

当事業では、日本遺産「忍びの里」のストーリーや構成文化財をわかりやすく解説できる観光ガイドを育成するとともに観光関連事業者を対象に外国人に対するおもてなし研修を行うことで本地域を訪れる観光客の受入環境の更なる充実を図る。

3. 業務の概要

- (1) 人材育成事業（ガイド育成研修の実施）
- (2) 人材育成事業（外国人おもてなし研修の実施）

4. 契約期間

契約締結後5日以内～平成31年3月25日まで

5. 契約担当者

忍びの里伊賀甲賀忍者協議会 会長 岩永裕貴

6. 業務計画

受託者は契約締結後、速やかに業務遂行に係る計画書を作成して提出する。なお、計画書は表紙、実施行程表、業務実施体制、緊急時の連絡表により構成すること。

7. 業務の実施体制

受託者は、本仕様書に記する業務項目と、同種あるいは類似の業務経験を有するものを専任し、適切な数の人材を配置することによって委託業務を円滑かつ効果的に実施すること。

8. 業務の内容

本委託の主な内容は以下の通りとする。

- (1) ガイド育成研修の実施

日本遺産「忍びの里」のストーリー及び構成文化財の案内、解説を行えるガイドの育成研修を行う。既存のボランティアガイドだけでなく、新しくガイドを始めてみたいという方を対象とし、研修を通じて地元愛を醸成するとともに、利用した観光客に高い満足度を得てもらえるようなガイドを育成する。なお、平成29年度第1号日本遺産忍びの里魅力発信・調査業務委託により制作した「忍びの里伊賀甲賀ガイドマニュアル」を教材として利用することとする。

#### ①講座の実施

両市内で活動する既存のボランティアガイドやガイドに興味があり新しくガイドを始めてみたいという方を対象に、日本遺産のストーリーや構成文化財を解説・説明できる人材を育成する講座を受講者のレベルにあわせた内容で2回以上企画実施する。研修会場や講師の選定についても提案すること。

#### ②実地研修の実施

上記①の講座とあわせ、市内の構成文化財や観光地を実際にまわる現地研修を1回実施する。現地研修については日帰りとし、行程や講師の選定についても提案すること。

#### (2) 外国人おもてなし研修の実施

宿泊施設、飲食店等の観光関連事業者に向けた外国人おもてなし対応研修を3回企画実施する。個々の事業者の対応レベルに合わせた工夫をすること。会場や講師の選定、広報等は自由提案とする。

### 9. 報告書の作成

本委託における業務完了報告書を作成の上、提出すること。協議会は納入後、その内容をすみやかに、確認と受入是非の判断を行なうものとする。尚、内容の確認および受入是非の判断において規定した仕様に照らし、特に合理的な理由のない限り、すみやかに受入を判断するものとする。

### 10. その他

(1) 本業務を遂行するにあたり、受託者は発注者と綿密に連絡をとりながら、委託業務を実施しなければならない。

(2) 本業務により生じたすべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含むが、これらに限らない）は、協議会に帰属するものとする。

(3) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、速やかに、受託者及び発注者で

協議して決定する。

(4) 業務実施にあたって施設管理者への許可は発注者と協議の上、承諾を得ること。

(5) 本業務により生じるすべての成果品を発注者の許可無く公表及び貸与してはならない。また、本業務実施により知り得た事項を第三者に漏洩し、または開示してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。

(6) 受託者は、本業務の実施に当たり関係法令等を遵守しなければならない。また、文化芸術振興費補助金制度の要綱を遵守すること。

(7) 本事業の遂行上必要な資料、画像等は原則として受託者が収集するものとするが、協議会が保有しているもので本事業の遂行に必要な資料は貸与する。なお、取材、撮影等にあたっては市や構成文化財所有者等と事前に調整すること。

(8) 業務委託料の支払いは、原則精算払いとする。

(9) 暴力団員等による不当介入の排除について、「(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

- 1 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他協議会発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- 3 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。